

## ○鈴鹿工業高等専門学校スクールバス使用規則

〔平成16年4月1日  
規則第31号〕  
最終改正平成26年10月1日

### 鈴鹿工業高等専門学校スクールバス使用規則

#### (趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるスクールバス(以下「バス」という。)の使用等については、鈴鹿工業高等専門学校自動車運用管理規則(以下「管理規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (使用基準)

第2条 バスを使用させることができる基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本校の行事に使用するとき。
- (2) 本校学生の授業、実習及び見学に使用するとき。
- (3) 学寮行事に使用するとき。
- (4) 本校学生の課外教育活動に使用するとき。
- (5) その他、校長が必要と認めるとき。

2 前項第2号、第3号及び第4号の場合は、必ず指導教員等が同乗しなければならない。

3 乗用人員数は、定員内とする。ただし、高速道路を使用する場合は、補助席の数を除くものとする。

#### (運行範囲等)

第3条 バスの運行範囲等は、次の各号のとおりとする。ただし、校長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

- (1) 1日の運行距離は300km以内とし、2日を超えないものとする。
- (2) 年末年始の休日は、使用しないものとする。

#### (運転者)

第4条 バスの運転者は、学外委託を原則とするが、教職員のうち特に管理規則第3条に規定する自動車管理者が認めた者については、運転させることができるものとする。

#### (使用許可)

第5条 バスを使用しようとする教職員(以下「使用責任者」という。)は、別に定めるスクールバス使用願を、管理規則第8条に規定する安全運転管理者へ報告の上、校長に提出し、許可を受けなければならない。

#### (使用の取り消し又は変更)

第6条 校長は、次の各号の一に該当する場合、使用許可の取り消し又は使用日時等の変更をさせることがある。

- (1) 本校の運営上支障があると認めるとき。
- (2) 故障等により、バスの運行が不可能となったとき。
- (3) 天災その他の理由により、運行の安全が確保されないおそれがあるとき。

(許可外使用の禁止)

第7条 使用責任者は、スクールバス使用許可書に記載された事項に反して使用してはならない。

(事故等の処置)

第8条 運行中に事故等が生じた場合、使用責任者は、運転者の指示に従うものとする。  
ただし、病気、負傷等の人命にかかわるものについては、使用責任者が運転者と協議の上、適切な処置をするものとする。

2 使用責任者等は、帰校後速やかに事故報告書を校長に提出するものとする。

(弁償)

第9条 使用責任者及び乗車している者は、故意又は重大な過失により、バス及びバスの備品に損傷を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 バス使用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。